

議案第 5 2 号

三田市ふれあいと創造の里条例の一部を改正する条例の制定について

三田市ふれあいと創造の里条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 2 4 年 6 月 7 日提出

三田市長 竹 内 英 昭

三田市条例第 号

三田市ふれあいと創造の里条例の一部を改正する条例

三田市ふれあいと創造の里条例（平成8年三田市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条中「1425番地2」を「1129番地1」に改める。

第3条第2項中「集会室及び和室」を「大会議室及び小会議室」に改める。

別表の5ふれあい館を次のように改める。

5 ふれあい館

区分	使用料の額（30分につき）
大会議室	400円
小会議室	100円

備考

- 1 本市以外の市民又は団体が使用するとき、使用料の5割に相当する額を加算する。
- 2 入場料を徴収するとき、使用料の10割に相当する額を加算する。
- 3 隣接する展示コーナーを含めて大会議室を使用するとき、使用料の額に30分につき100円を加算する。
- 4 使用料の算定において10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

付 則

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。